

「K」の机の位置から考える『ころ』の実証的読解

—法医学を用いたリアルな文学体験—

札埜 和男

岡山理科大学教育学部中等教育学科

(2021年11月1日受付、2021年12月9日受理)

抄録

本稿は夏目漱石『ころ』に出てくる「K」の机の位置はどこか考えることを契機とし、法医学の知見を用いながら検証を行うことで、読みを深めた実践を紹介している。さらにその検証を行った元生徒へのインタビューを通して、小説をリアルな検証を通じて味わう「実証的読解」の意義を示している。実証的読解の実践として、検証と文学模擬裁判を組み合わせた『ころ』の授業を試みることで、今後その有効性を明らかにしていく。

1. はじめに

高等学校の定番教材である夏目漱石『ころ』の授業にはさまざまな授業実践がある。『ころ』の実践としては、教科書掲載箇所を全て読解したり、「上中下」を読破させて臨ませる方法もあるが、報告者は全て扱うのではなく、本作品が朝日新聞の連載小説であった特徴を生かし、ピックアップする方法を採っている。中でもKの自殺場面は発問が豊富に生まれる箇所である。「なぜ二尺開けてKは自殺したのか」、「『墨の余りで書き添えた』という記述から、遺書はいつ書いていたのか」、「Kの血は寝ていた私の顔にかかったのか」などの問いに授業は盛り上がる。中でも「Kの部屋の机の位置はどこなのか」という問いは生徒を夢中にさせる。しかし「Kの部屋のどこに机があるのか」という問いに拘った実践は管見の限り見当たらない。この問いは筆者が現場の高等学校教員の頃に生徒たちと教室で読み合う中で生まれてきた。Kが自殺する場面を読解する際に、立体的に捉えさせるために死んだ状態を表す部屋の見取り図を書かせる中で「Kの机の位置はどこなのか」という疑問が教室から起こった¹。実はこの問いは本文を読み返しても明確な答えに至らない。改めて鈴木靖漱石山房記念館館長に取材をした際（2021年9月19日於漱石山房記念館）にも、Kの机の位置研究は見当たらないということであった（一方で、俳句を通じて写実的に描写することを重んじていた漱石がいい加減な写実を書いているとは思われない、ということであった）。

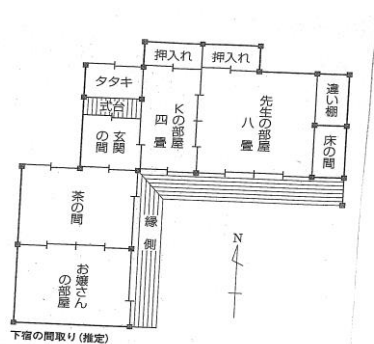


図1 『ころ』下宿の間取り（数研出版『改訂版現代文B』2017年2月28日検定済 p. 167）

本論文の目的は3つある。第一はこの問いから法医学の知識を取り入れ検証を試みた生徒と行った2015年の実践を紹介することである。第二は、社会人となった生徒に対して振り返りのインタビューを行い、そこから虚構である小説にリアルな検証を持たせ読解の意義を示すことである。第三に小説の実証的な読みの方

2. 実践の内容

Kの机の位置を考えさせるこの実践は、寺田（京都教育大学）により2017年福山大会で紹介され²、寺田（2018）でも言及されている。「机の位置を巡っては本文の記述をもとに矛盾しない考えを導こうとすると難しい課題となる。実はこの問いには正解がない。決定的な決め手のないまま複数の課題が残される課題」（寺田2018 pp.7-8）なのである。この机の位置や二尺開けて死んだ理由など、正解のない問いを定期試験に出すため、寺田に相談したのは2015年2月であった（当時筆者は京都教育大学附属高校に勤務していた）。そして正解のない問いの出題にあたっては「論述に条件を付け、その条件をもとに採点するという形で実施することになった」（寺田2018 pp.9）。

次のような問い方である。「Kの部屋にある机の位置については、各クラスで意見が異なるなど『謎』の部分である。自身のクラスでの議論の過程や結果にこだわることなく、改めて教科書の中の記述をもとに考えた場合、机はどこにあると考えられるか。解答用紙に記されたKの部屋に机の位置を記入し、なぜそこになるのか、根拠を文章中より引用しながら、他の位置の可能性について打ち消しながら、説明せよ。引用箇所は「」で明示すること。」

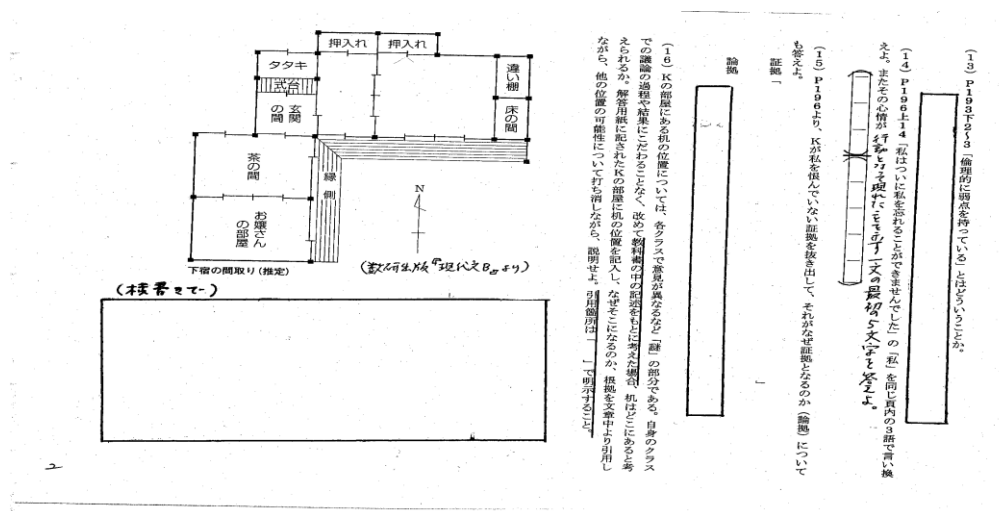


図2 2015年定期試験（学年末試験）の問題一部

採点の基準は「机の位置が記入されている」（1点）、「なぜそこになるのか説明されている」（4点）、「根拠が文章中より引用されている」（1点）、「他の位置の可能性について打ち消している」（2点）、「引用箇所が「」で明示されている」（1点）の計8点である。採点にあたっては「解答すべき条件を満たしていること」、「教科書の記述をもとに考えていること」（図に引きずられている形で考えている傾向がある場合は減点）、「説明の文章の形をなしていること」、「結論が明示されていること」、「誤字脱字は2か所につき1点減点」を念頭に行った。解答例を2つ紹介しておこう。

○P186上12の「Kの黒い影が立っています」という表現から、Kが真後ろから光を受けていないと影が立っているように見えないし、P186下3の「Kはランプの灯を背中に受けている」ということから、机は西側の中央にあると考えられる。さらにP197下2～3の「ふすまにほとぼしっている血潮」から東側に血がたくさん飛んでいることがわかるので、机がもし東側にあったら、遺書は血に染まってしまうので、西側に机があったと考えられる。

○まずはじめに布団の場所を考える。Kは足元ばかり見ていた私が「偶然目を上げたとき、初めてそこに立

っているKを認めた」ほど、つまり私より背が高い。そして「Kのすぐ後ろに立っている一人の若い女性」をKを見つけた後にしか確認できなかったところから、お嬢さんが隠れるほどの背丈である。よってKは平均より高い身長であると推測する。そうすると180センチしかない畳の縦に合わせて布団をひくとは思えないので、布団はちょうど部屋の真ん中に南北にひかれていたとする。また「玄関から座敷へ通るとき、すなわち例の如く彼の部屋を抜けようとした」というところからその間に障害物はないと考えると、布団の左右に机はない。押入れの開閉を考慮すると押入れの前にも机はない。そしてKの遺体を見つけた日、私が部屋をあけて机が見える位置はKの部屋の南西の角。よってそこに机がある。

このように様々な解答が生まれるのである。

3. ある生徒の要求

この2015年の授業を受けたひとりの女子生徒が3年生に進級した4月に、ある依頼をしてきた。「3月の学年末試験では例の机の問題が印象に残っているものの、自分の解答にも答案返却時に紹介された他人の解答にも根拠が不十分だと感じて、納得できない、机がどこにあっても矛盾があるように思えてならないので、突き止めた」と言う。この生徒が求めていたのは、医学的知識と自殺現場を再現した上での検証であった。とりわけ、Kは頸動脈を小さなナイフで切って死んだので、Kの自殺を考えるにあたり頸動脈の知識が必須だと考えていた。生徒が持参したレポート「Kの部屋の机の位置研究」には目的として「限られた手がかりの中で作者（夏目漱石）の思い描く情景を読み取る」とあり、机の位置の予想は部屋の北東角だった。その根拠として「Kは向こうに突っ伏しているため血が後ろに飛ぶことは考えにくい。振り返って血潮を見たのであれば、玄関の間の襖の血を見るのが自然だと思ったから」とある。「疑問点・予想の矛盾点など」として次の点が列挙されていた。

- ・その机の位置にあつて、先生の部屋に「ランプの光がKの机から斜めに」差し込むことがあるのか？
- ・机は西向きでなくてもよいのか（熱心な仏教徒なのか）。
- ・江戸間は88cm×176cmである。Kの身長は176cm以下「背の高い彼」になり、矛盾しないか。
- ・当時のランプの明るさとはどれほどのものか。
- ・小さなナイフで頸動脈を切ることは可能なのだろうか。→机で肘を支えにして一気に体重をかけて頸動脈を切ったのであれば机の位置が変わる。その他、自殺に机が必要だった可能性は？
- ・遺書の血をかける表現はKの自殺と無関係なのか。Kの血が先生にかかっていたのなら上の説は否定される。
- ・Kがどちらの頸動脈を切ったかで机まで血が飛んでいたのか変わってくる。

Kの部屋の机の位置研究

1 目的
限られた手がかりの中で作者（夏目漱石）の思い描く情景を読み取る。

2 予想

押入れ

根拠
Kは向こうに突っ伏しているため血が後ろに飛ぶことは考えにくい。振り返って血潮を見たのであれば、玄関の間のふすまの血を見るのが自然だと思ったから。

3 疑問点・予想の矛盾点など

- ・その机の位置にあつて、先生の部屋に『ランプの光がKの机から斜めに』差し込むことがあるのか。
- ・机は西向きじゃなくてもよいのか（熱心な仏教徒なのか）
- ・江戸間は88センチ×176センチである。Kの身長は176センチ以下『背の高い彼』になり、矛盾しないか。
- ・当時のランプの明るさとはどれほどのものか。
- ・小さなナイフで頸動脈を切ることは可能なのだろうか。
- 机で肘を支えにして一気に体重をかけて頸動脈を切ったのであれば机の位置が変わる。その他、自殺に机が必要だった可能性は。
- ・遺書の血をかける表現は、Kの自殺と無関係なのか。Kの血が先生にかかっていたのなら上の説は否定される。
- ・Kがどちらの頸動脈を切ったかで机まで血が飛んでいたのか変わってくる。

4 検証・実験

図3 生徒が持参したレポート

4. 法医学者の資料の内容

医学的知識については、当時滋賀医科大学法医学教室の西克治教授（現・滋賀医科大学名誉教授）³を知人の元検察官を介して紹介したところ、生徒は直接教えを乞うに行った。そこで生徒は法医学の観点からの教示を受けた。「左右どちらの頸動脈を切ったのか」という疑問に対しては「右利きならば右を切ることが多い」という回答を示し、血圧と血の飛散距離の関係、出血量の医学的知識に加え、自身の見解も示して下さったという⁴。法医学として必要な情報としては「Kの体格（身長・体重）、血圧、Kの部屋の広さと構造、利き腕、ナイフの形状（長さ・鋭利さ・創の向き）、自殺の季節」だということであった。生徒はレクチャーを受けて「専門の知識があるからこそその解釈や見解が非常に興味深く、もう一度客観的に作品を読み、再考するきっかけとなった」と述べている。では、生徒をそのように言わしめた資料はどのような内容なのだろうか。今回生徒に示された当時の資料を提供いただくことができた。

たとえばスライド資料には「私は医者の中にも行きました。又警察へも行きました。然しみんな奥さんに命令されていったのです。奥さんはさうした手続きの済む迄、誰もKの部屋へは入れませんでした。（検死制度があった、検死場所の保全に関して知識があった、明治7年の医制、異状死の届け出先、警保局・警察や内務省、外の記述に『先生と私十九に』、先生の奥『お嬢さん』さんの言葉に『変死』が出てきている、漱石は、変死について知識があった、坊ちゃんでは、首吊りの話が出てくる）」という内容がある、小説ではKの自殺後に奥さんがてきぱきと動じることがなく処理する様子が描かれているが、ここは奥さんが元軍人の妻であって、検死の知識を持っていたことがわかる。教室の読みではそのまま何の疑問もなく読み飛ばしてしまいがちな箇所だが、法医学を専門とするゆえに指摘できるところであろう。また「血潮」という表現を法医学の視点から赤い血液を指すとして動脈血を表現すると解釈している。



写真1 頸動脈の位置

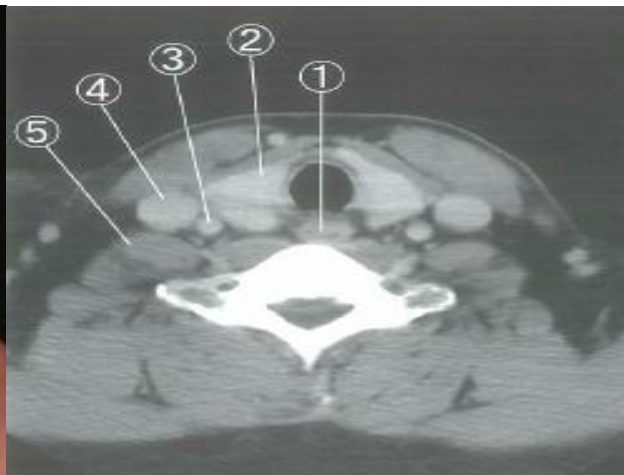


写真2 断面から見た頸動脈（いずれも提供資料より）

この写真は頸動脈の位置と内部の位置を示す写真である。頸動脈は皮膚の下3センチ（写真2の③）にあり、かなり深く刺さないと切れないことがわかる。頸動脈を切る点について、スライド資料で次のように説明がなされている。

創の深さを作るためには、皮膚面に刃を当てて、牽引するよう皮膚面と平行に次第に深くすることが必要、そのためには、良く切れる刃物で15cm程度は必要、刺身を引くことを考えると、短いものでは、刃物の牽引中に、刃渡りが不足することになる。短い刃物（カッターナイフ、刃渡りの広い物）では、深く切り開くためには、まず、皮膚を斜めに突き刺すようにして、其の後切り開く必要がある。斜めにするとう創が深くなるに伴い創口が開くから、刃物は短くてもいい。カッターナイフでの自殺の検死を経験している。右利きでは、頸部左側に当てて斜めに、あるいは、右側に当てて、斜めに。普通は、右下斜めが多い。創の向き、下向き斜めでは、血潮は上方に飛ぶが、皮膚や筋肉で塞がれないことが必要になる、頸動脈の創口が大きければ、血液の飛び出

す圧力が低下する。小さいと圧力は大きいが皮膚や筋肉で邪魔される可能性が大きい。創があまりに小さいと血小板とフィブリンで血液凝固が起こり、創を塞ぐ可能性がある。

小説通りに頸動脈を切るには良く切れる刃物で15センチ必要で、刺身を引くような切り方だということである。またKが「襖からどれほどの距離離れていたのか」について考える必要があるという。

生徒は血圧との関係から血液飛散距離を推定する計算式を教わって、血が飛んだ距離を163センチであると導き出した。計算式については専門的なのでここでは省略する。また血が飛ぶ角度と血の形、落下した位置と血の大きさの関係についての内容の資料もあった。水道のホースを例にとると血管にできる穴が小さいと圧力が強まり飛散距離が長くなるという。出血量でいうと、体重の13分の1が血液で急激な出血では1.5リットルで死に至るらしい。死亡までの時間は非常に短い。頸動脈での切損では脳血液量が不足し、10秒から20秒で意識消失が起こり。最短1分、数分以内で死亡するという。

血圧

- 血圧はmm/Hgで表される。Hgは水銀で、水の13.6倍の比重、100mm/Hgは1.36mの水柱に成る。
- この水圧で、血液は飛び出す。血管に出来る穴が大きいと圧力は弱まる、飛散距離が短くなる。100mm/Hgでは136cm飛び出ることになる。
- 水道の水圧は一定ですが、庭の水まきでは、先をつまむと、勢いよく水が飛び出る。頸動脈を損傷したとき、大きく切ってしまうと、切損の始めでは、勢いよく血液が飛び散るが、大きく切ってしまうと、勢いが弱くなる。

図3 血圧の説明資料

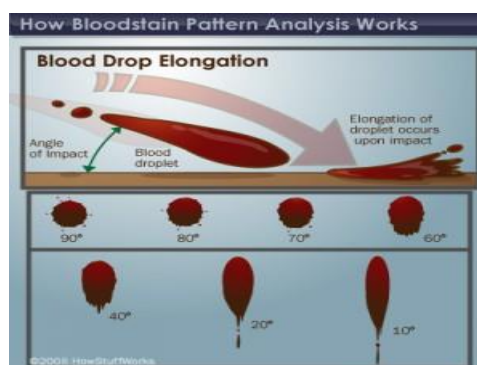


図4 血の飛散角度と形

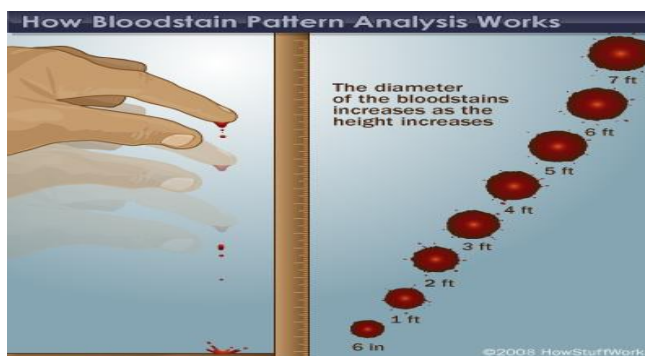


図5 血の落下距離と大きさ

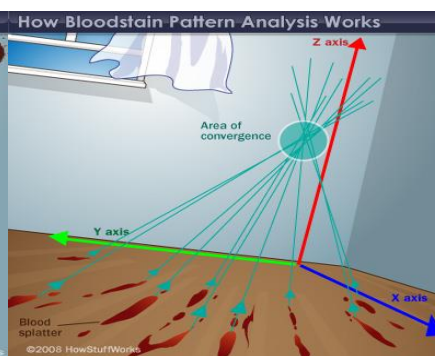


図6 血の飛び散り方

(いずれも提供資料より)

そしてKの自殺の場面について法医学の立場から次のように述べられている。

今回の法医学的検索でKは、4畳の部屋で、当初北向き立位で右手に小さなナイフを握り、左手を添えるように、右側頸（そっけい）部中央部分を斜め下方に、ナイフの先端部を皮膚に突き刺すように、深く切損した。右頸動脈は半ばまで切損されたため、多量の動脈血が数度送り、先生との間の襖に鮮血が飛び散った。襖には、右から左に幾分低くなりながら飛散血痕が残され、それぞれの血痕からは斜め左向きに流下血液痕が残されていた。

Kは逆る動脈血が右手に多く、左手にも少し付着、出血が多くなるに伴い、意識が薄れていき、左回りの体勢になり、布団の上にうつ伏せで倒れた。一気に切損したために、声を出すことは無かった。折りたたまれた掛け布団にも少量の飛散血液が飛び散った。意識を失ったまま死亡までの数分間、心臓の搏動は、心臓

への環流血液が途絶える迄持続するため、布団には、血液が染みこむとともに、ゼリー状となった凝固血液が膠着した状況であった。

本来色白であったKの体は、出血のため、さらに紅みが失せ、顔面は蒼白であった。また、下方になっていた胸部の周辺(非圧迫部)の死斑は非常に軽度であった。先生が抱き起こそうとしたときには、死後数時間の経過があったため、頸部の硬直が出現しており、先生は、Kの首を曲げて、顔を見ることが出来ず、覗き込む形となった。Kの右頸部からでた血液で、衣類の胸部には血液が付着し、腹部にも及んでいた。

小説の記述の行間を補って余りある説明となっていることがわかる。

5. 生徒との検証

Kの自殺現場を再現しての検証については筆者も手伝うことになり、授業での学び、法医学者の見解、生徒が自分で目を通した文献を基に、夏休み(8月)に学校の和室で実施した。間取りについては、生徒が持参した鈴木禎宏(1991)「特集シンガポールで読んだ『ころ』 『先生』の下宿」(『無限大』No.89日本IBM株式会社pp.108-113)の掲載を参考にした。Kの部屋は先生の部屋の西側にあり、東側の襖の向こうは先生の部屋に通じ、反対側は玄関の間につながる廊下に通じている。北には押入れがあり、南側の障子の向こうは縁側である。生徒の考えに基づき検証にあたっての環境は次のように整えた。

- ・自殺は深夜に行われたため、暗幕で遮光する。
- ・Kと先生の部屋を隔てる襖の代わりに保健室から衝立を借りる。
- ・机は段ボールを代用する。
- ・Kの部屋を江戸間四畳とし、長さを図って印をつける(京間の四畳より一回り小さくなった)。
- ・洋灯の代わりに蝋燭に火を灯す。

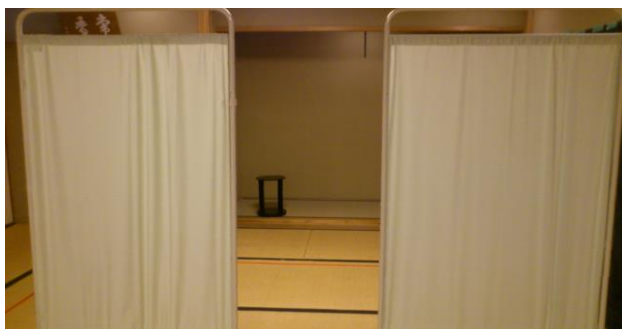
生徒のレポート⁵には検証の様子が次のように記されている。

検証を開始する。まずは部屋の東南方向に机を置いてみた。「Kは洋燈の灯を背に受けている」や「振り返って、襖に迸っている血潮を初めて見たのです」といった描写に矛盾した。同じことを東北側においた場合にも言える。机を西寄りに置くことで描写の矛盾は解決した。では、先生の部屋の正面に机があったらどうだろう。彼の部屋は江戸間の四畳と仮定している。先生の部屋から見て、Kの部屋の奥行きは176cmだ。「向こうむきに突っ伏して」いたKは長身だ。机の分を差し引きしてしまうと、当時の平均身長から考えても長身の男が仰向きに倒れることが難しくなる。となると可能性は南西か北西のどちらかだ。

次の写真③～⑩は検証の時の様子である。「机」の位置をさまざまに変え、その都度部屋の明かりを調節して本文に照らし合わせて検証を繰り返した。検証の結果、生徒が抱いた結論は次の通りである。

結論から述べると、私は南西に机があるとした。まず、右利きの人間は右の頸動脈の方が切りやすいという西先生の言葉に注目する。「自分で自分の心臓を破って、その血をあなたの顔に浴びせかけようとしているのです」という先生の遺書から先生はかつて顔に血を浴びせられたことを示唆していると解釈できるため、Kは北を向いて意図的に先生に血をかけようとして右の頸動脈を切ったと考えられる。また、西先生は傷口が小さい時のほうがよく飛ぶとも言っていたことを踏まえると、南のほうにある襖に勢いよくかかったと思われる。「振り返って初めて襖に迸る血潮を見た」とある血潮はこの襖についたものだろう。机が北にあると仮定した時、南の襖の血潮を見るには机の上の洋燈の光が弱すぎた(生徒のレポートより)。

検証の結果、生徒が抱いた仮説「北東角」は「南西」に修正された。



写真③ 二尺開いた襖の設定



写真④ 使用した蠟燭



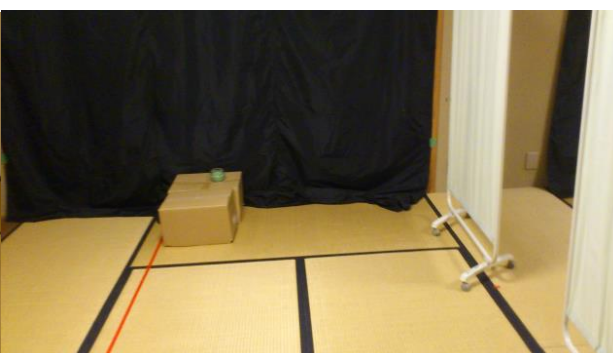
写真⑤ 赤のテープによる江戸間の仕切り



写真⑥ 二尺から見える段ボールの机



写真⑦ 検証の様子1



写真⑧ 検証の様子2



写真⑨ 検証の様子3



写真⑩ 検証の様子4

6. 検証の意義

この机の位置に拘った実践はどう捉えたら良いだろうか。寺田（2018 p.9）は次のように評価する。

机の位置を考えること自体には深い意義があるわけではない。机の位置を考えるために本文の描写を検討することは、Kの置かれた物理的状況を想像することになる。Kが何を見てどのように動いたのかを考えることは、なぜ襖を二尺開けて自殺したのかというKの心情を実感的に想像するために有効だった。解釈のわけを重視する活動は学習者の思考を働かせる場となり、学びに向かう力につながった。そこでは他の可能性との出会い、つまり読みの共有が不可欠である。まるでその場にいるかのような描写の文体を手がかりとして、Kの置かれた物理的状況を読みの共有によって想像することで、間接的にKの心情に迫ることができた授業だった。

法医学に基づいた読解や検証を行った生徒は次のようにレポートを結んでいる。

この検証を行って、文学作品を様々な視点から見る面白さを知った。国語の授業だけでは法医学の話は聞けなかった。字を追うだけでは、二尺開いた襖の気味の悪さはわからなかった。Kの部屋にいと、読解に苦労したKの胸中も分かる気がした。この知的好奇心をくすぐられた経験は、これからも学生としても人としてもかけがえのないものとなるだろう。

報告者としてはこの実践の意義を次のように総括している。

- ① 机の位置の発問が本文をなぞるように細かく丁寧に読む契機となり、正解がないことから必然的に意見の相違が生まれ、議論を重ねることで読みが広がり、深い学びへと繋がった。あることに視座を置いて提起して読むことは必要なスキルとなり、授業が活性化するといえる。
- ② 国語の授業では法医学の観点からの読解を一般的に行うことはないが、このような法医学の観点から読解し直し検証すること、いわゆる探究的な学びをすることで「学びに向かう力」がさらに加速した。
- ③ 文学作品はあくまでも虚構なのだが、この生徒は「自分事」のように「当事者意識」を持って、その現場に自身がいるかのような感覚で本文を読解したように思われる。「実証的読解」によるリアルな文学体験といえるのかもしれない。

これらの意義について、元生徒にどう捉えるかインタビューで訊く機会があった（2021年10月10日 於ZOOM）⁶。元生徒が言うには、①については、確かにその通りであるが、明らかになったのは机の位置ではなく、教室の読解だけでは理解できなかった2尺開けた感覚であったり、暗闇の中の感覚であるという。2尺開けることにより、K自身の自殺した後の死体が全て見えることになることから、「私」に発見してほしいという気持ちを持っていたはずだが、一方で音も声も立てることなく死んだことは、前者の気持ちと反することであり、検証を通じてKの矛盾した気持ちがより理解できるようになったとのことだった。

②について、「法医学」「検証」が「学びの力」を加速したという流れには納得するが、元生徒の場合、自分の読みのために「法医学」と「検証」が必要だったという。つまり「法医学」「検証」の結果がさらにその後の学びの意欲を加速したことは否めないが、「学びに向かう力」が加速する以前から両者は必要だったと振り返る。またさまざまな作品を書いている漱石が、Kの部屋だけ曖昧にして書くはずがないという思いがあった。法医学や検証を自分の読みのために必要だとは思いつつ、本当にこの方法で良いのかといった迷いが存在したらしい。したがって前掲の鈴木館長のことば（漱石がいい加減な写実を書いているとは思われない）を、当時たくさんのことを考えていた高校生の私に聞かせてあげたい、と述べた。文学と法医学は一致しないという考えについては、全て一致しないならば、検証する価値はないが、一致する箇所があるならば検証する価値があるという意見であった。

③については、当時は文学作品が虚構である意識はなかった。虚構を「自分事」「当事者性」を持ってその現場に自身がいるかのような感覚で本文の読解をやってみたらどうなったか、ということであるが、検証の時は第三者的視点であったが、やってみることで自分事となり心が動いたという。その時の「私」と気持ちが一致するかどうかは別だが、確かに登場人物と気持ちを共有できた感覚になったと振り返っている。

7. おわりに

元生徒との実践や振り返りのインタビュー結果を通じて、文学という虚構にその内容に則したリアルな検証を施すことで、生徒は当事者性を持ってリアルな文学体験をして、読みを深めるのではないかと、という仮説を導き出すことができる。これは筆者が法医学の援用などリアルさに拘りながら模擬裁判を通じて小説を読む文学模擬裁判の実践⁷にも通じている。その考え方に対して前出の寺田は「虚構の体験を妄想で遊ぶ実践でなく、虚構でそぎ落とされた現実を取り戻して生徒をリアルな文学体験に引き寄せる仕掛け」になるのではないかと評したが⁸、リアルな検証を行って小説（虚構）を読む方法を「実証的読解」と呼ぶこととする。この読解方法は読みの方法として普遍化できるのではないかと考える。元生徒は高校卒業後、私立大学の商学部に進学し、現在は大学での専門を活かした仕事に就いている。元生徒がレポートの末尾に記した「この知的好奇心をくすぐられた経験は、これからも学生としても人としてもかけがえのない経験となるだろう」と記しているが、どのようにかけがえのない経験となっているのであろうか。元生徒は専門の商学の授業の合間に文学部の講義に出席したり、漱石の論文を読む生活であったという。現在の仕事は文学とは全く関係がないが、顧客に対して資料を作成して説明する際には、自分自身が納得して理解できるまで読み込んで臨むという。実証的読解の文学経験、文学を探究した姿勢は形を変えて仕事に生かされているということであった。確実にいえることは、「生涯にわたる社会生活において、生涯にわたり学びに向かう力」を持ち続けている生徒が確実に1人は存在し、実証的な文学体験が今も心の中に息づいているということである。この読解が1人だけに当てはまる例外的な読みの方法ではないこと、普遍的な読みの方法であることを今後明らかにしていきたい。

今秋（2021年9月～11月）東京の或る私立高校で、2年生で『こころ』を学び終えた3年生の生徒34名を対象に、実証的読解を試みている。この高校生たちは元生徒のように、Kの血が「私」の顔にかかったという読みをしていない。彼らにKの机の位置を考えさせ、元生徒の協力を得て作成した法医学で読む録画教材を見せ、その検証結果をシナリオに反映させる『こころ』の模擬裁判を、検察官（東京地方検察庁）を招いて実施する「検証＋文学模擬裁判」の実証的読解を試みる予定である。Kの机の位置についての考えは5通り出てきている。受講した生徒は法医学で読み解く方法について「法医学の観点から考えると、単に小説を読んで想像したり話し合うより『こころ』の世界観に近づいている気がして楽しいです」、「1つの小説をごく一部の点に着目して、データや原理を以て分析することでその小説の隠し味？というか本質に少し近づくことができると思いました」などの感想を抱いており、「衝撃を受けた」という声も複数あった。森鷗外のように医者ではない夏目漱石の自殺の記述や、遺書の語りは、果たして実証に耐え得るものなのか、客観的整合性という点で問題はないのか等の課題はあるだろう。リアルな文学体験に誘える実践となり得るのか、新しい読みが生徒に生まれるのか、協同実践者と試み実践分析の結果を別の機会に報告したい。

注

1 下宿の間取りについては教科書によって引用されている図がさまざまである。図1については、2015年当時利用した図と同じものが掲載されている教科書より引用した。

2 2017年11月4日全国大学国語教育学会第133回福山大会（於福山市立大学）でのシンポジウム「コンピテンシーと国語科教育」において、登壇者の寺田によりコンピテンシーを考える実践例として紹介された。

3 2014年中央大学法学部で非常勤講師として講義とゼミを担当され、その時『こころ』におけるKの自殺を法医学の観点から扱われていたようである。

4 提供された資料を読みとく上で、医師となった高校教員時代の教え子にも協力を求めたところ、医学の見地は全ての人に該当せず個人により異なるので、この資料についても具体的なKの身長や血圧が漱石の本文には明示されていないので、あくまでも平均的なところを想定して考えられている資料として見るべきとの助言を受けた。

5 このレポートはこの生徒が受験したある大学の自己推薦資料として書かれた。もちろん生徒は打算的な意図で取り組んだのではない。あくまでも純粋な知的好奇心の発露であることは言うまでもない。

6 後述する東京の私立高校で法医学の知見をZOOMでレクチャーするにあたり、元生徒に協力を依頼し、筆者が質問者となって、元生徒が当時教わった法医学からの見方を答えるという録画教材を作成した。その際にインタビューを行った。

7 「法の知識や法的思考力に留まらず、人間や社会という不条理な存在を深く考える姿勢を養う模擬裁判」を「国語的模擬裁判」と定義し、その中でも、文学作品を題材とした模擬裁判を「文学模擬裁判」と定義している。人間・社会への眼差しを深め人間という不合理な存在を深く考えようとする姿勢を養うのが国語科の模擬裁判であり、その点が従来の社会科の模擬裁判と大きく異なる点である。札埜（2020、2021）札埜他（2021）参照。

8 2020年11月1日全国大学国語教育学会第139回秋期大会（オンライン）において「『高瀬舟』模擬裁判の実証的研究」を発表した際に助言いただいた。

参考文献

- ・寺田守（2018）「読みの共有とコンピテンシー」日本国語教育学会編『月刊国語教育研究』No. 556 pp. 4-9
- ・札埜和男（2020）「『羅生門』模擬裁判—小説を羅生門で読む」京都教育大学国文学会編『京都教育大学国文学会誌』第48号pp. 51 - 64
- ・札埜和男編著（2020）『「総合的な探究の時間」に使える「文学模擬裁判」実践ブッケー森鷗外『高瀬舟』を「国語的模擬裁判」で読み解く』公益社団法人日本教育公務員弘済会令和2年度日弘教本部奨励金助成・実践研究報告書
- ・札埜和男・村上真理子（2021）「小説と模擬裁判の親和性—『高瀬舟』文学模擬裁判の実践より」京都教育大学国文学会編『京都教育大学国文学会誌』第49号pp. 29-42

参考資料

- ・京都教育大学附属高等学校元生徒レポート資料
- ・西克治「法医学からみた漱石、「こころ」：Kの自殺」資料

謝辞

資料を提供下さった西克治氏、インタビュー等にご協力いただいた京都教育大学附属高等学校卒業生Hさん、ご助言を頂いた寺田守氏、国語を学ぶ会（北海道教育大学釧路校国語科教育学研究室主宰）の皆様に感謝申し上げます。

本研究はJSPS科研費（課題番号「20K02809」）「国語科の視点を取り入れた新科目『公共』で活用可能な模擬裁判メソッドの研究開発」基盤研究（C）（一般）の助成を受けています。

Empirical analysis of *Kokoro*, conceptualized from the location of K's Desk

-Realistic Literary Experience utilizing Forensics-

Kazuo FUDANO

*Department of secondary education , Faculty of Education,
Okayama University of Science,
1-1 Ridai-cho, Kita-ku, Okayama 700-0005, Japan*

(Received November 1, 2021; accepted December 9, 2021)

In this paper, the author uses the location of K's desk as the point of departure in interpreting Kokoro by Soseki Natsume, and through insights from forensic medicine, introduces practices of empirical deep reading. Through interviewing a former student who analysed the text via verification of facts in the text, the author presents the significance of this type of empirical analysis. The author argues the value of empirical analysis in seminars on *Kokoro,* that use the verification process and literature-based mock trial to interpret the text.